

平成16年9月14日

静岡市長 小嶋善吉様

静岡市自治基本条例等検討懇話会

座長 篠崎忠雄

(仮称) 静岡市自治基本条例の制定に向けた提言書

平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、地方自治体の権限が大幅に拡大したことに伴い、地域が地域の特性を踏まえたまちづくりを主体的に行えるよう、まちづくりの基本理念や市民参画の原則などを定める、いわゆる「自治基本条例」を制定する動きが全国各地で見られるようになりました。

静岡市におきましても、合併により新市が誕生し、政令指定都市への移行を目指す現在、将来に向けたまちづくりの理念や方針を示し、市民と一丸となって「静岡型政令指定都市」を創造するために、このような条例を制定することが必要であると認識されているところであります。

そこで、静岡市にふさわしい自治基本条例を検討するため、平成15年8月1日に当懇話会が設置され、それ以来、公募を含む市民委員8名と市職員8名が同じテーブルで議論を交わすとともに、市民の意見を聴きながら活発に議論を深めてまいりましたが、今般条例素案について要綱としてまとめましたので、次のとおり提言いたします。

## 記

- 1 (仮称)静岡市自治基本条例素案要綱 別添のとおり
- 2 (仮称)静岡市自治基本条例に関する検討経緯 別添のとおり
- 3 要望事項

今後この提言を踏まえ自治基本条例の制定に当たり、特に次の点に配慮されるよう要望いたします。

- (1) 当懇話会は、会議をすべて公開し、傍聴した市民にも発言の時間を設けたり、条例素案のたたき台に盛り込む内容を公募したり、あるいは要綱の作成に当たりタウンミーティングを開催し、まちづくりの主体である市民の意見を十分取り入れるなど、市民と行政との協働により作業を行うという方針を終始貫いてまいりました。

しかし、本市の憲法とも言える条例を制定するに当たっては、更により一層多くの市民から意見を求めることが肝要であります。

今後、当局が具体的な条例案を検討するに当たりましては、市民に対して十分説明する機会を設けるとともに、幅広く意見を求めるよう要望いたします。

- (2) 自治基本条例を実効性のある条例とするためには、市の事務事業に携わる職員が、その内容をしっかりと理解するとともに、この条例を活かすための能力を高めることが非常に大切です。

そこで、この条例に関する職員研修などの機会を今まで以上に設け、自立した市民との協働のパートナーとしてふさわしい知識と認識を持った職員を育成されるよう要望いたします。

( 3 ) この条例素案要綱では、まちづくりの主体は市民であり、市民、市議会、行政のそれぞれが本市の構成員として協働してまちづくりを進めることが大切である旨記載しておりますが、特に市議会に関しましては、本市の議決機関や行政の監視役としての役割に加えて、まちづくりの担い手としての役割が求められます。

この点を踏まえ、今後市議会及び市議会議員に対し、この条例について理解を深めるため、十分な説明の機会を設けるよう要望いたします。